

平成18年度せたな町全会計予算 128億919万7千円を可決！

せたな町議会議員定数を16人と決定
せたな町議会の議員選挙区設置条例は否決される

平成十八年第1回定例会が、三月三日から二十日にわたりて開かれ、町長提出議案六十九件、議員提出議案五件が提案され、休会後十五日から議長を除く全議員で構成される予算審査特別委員会で平成十八年度予算等を審議し、終了後再開された本会議で原案可決七十三件、議員提出案件一件が否決となりました。

審議した議案

新年度予算

三千円

平成十八年度せたな町一般会計及び特別会計十一会計予算案は、すべて原案どおり可決されました。

一般会計及び特別会計十二会計の予算総額は、百二十八億九百十九万七千円になりました。各会計の予算総額は次のことおりです。

○一般会計予算（九十四億二千四百三十一万五千円）

賛成討論 篠原議員

○国民健康保険事業特別会計予算（十四億五千百九十九万五千円）

○営農用水道等事業特別会計予算（一千六百九十三万五千円）

○せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例
平成十八年三月三十日まで合併前の旧町の条例をそれぞれ暫定条例とし施行しておるものの、本条例を制定するもの。

条例

○簡易水道事業特別会計予算（二億六千四百五十万円）
○せたな町地域包括支援センター設置条例
保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域包括支援センターを設置するため、本条例を制定するもの。

○公共下水道事業特別会計予算（六億八千六百六十五万二千円）

○漁業集落排水事業特別会計予算（六百十三万五千円）
○風力発電事業特別会計予算（四千百二十五万九千円）

○水産種苗育成センター事業特別会計予算（六千七百八十八万九千円）

○国民健康保険病院事業特別会計予算（十七億二千三百十五万八千円）



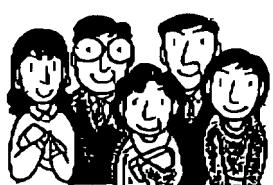
<p>○せたな町医療等対策審議会条例</p> <p>せたな町における医療等の対策に関する事項について調査、研究及び審議するため、地方自治法の規定に基づき、本条例を制定するもの。</p>	<p>び公衆衛生の向上を図るため、本条例を制定するもの。</p>
<p>○せたな町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例</p> <p>障害者自立支援法の規定により設置する認定審査会委員の定数を定めるため、本条例を制定するもの。</p>	<p>くくりに健康で快適な生活づくりを確保し、豊かな自然を後世に引き継ぐために、本条例を制定するもの。</p>
<p>○せたな町クリーンな環境づくりに関する条例</p> <p>町民の健康で快適な生活づくりを確保し、豊かな自然を後世に引き継ぐために、本条例を制定するもの。</p>	<p>くくりに健康で快適な生活づくりを確保し、豊かな自然を後世に引き継ぐために、本条例を制定するもの。</p>
<p>○せたな町長等の給与等に関する条例の一部改正</p> <p>平成十八年度に限り、町長等の基本給を七%減額し、また期末手当の削減、寒冷地手当の凍結、道内日当の廃止、さらに宿泊料を一般職と同額として支給するため条例の一部を改正するもの。</p>	<p>くくりに健康で快適な生活づくりを確保し、豊かな自然を後世に引き継ぐために、本条例を制定するもの。</p>
<p>○せたな町特別保育事業条例</p> <p>平成十八年四月一日より子育て支援対策として特別保育事業（延長保育事業・一時保育事業・地域子育て支援センター事業）を実施するため、本条例を制定するもの。</p>	<p>くくりに健康で快適な生活づくりを確保し、豊かな自然を後世に引き継ぐために、本条例を制定するもの。</p>
<p>○せたな町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正</p> <p>平成十八年度に限り、町長等と同様に基本給の減額等をするため条例の一部を改正するもの。</p>	<p>くくりに健康で快適な生活づくりを確保し、豊かな自然を後世に引き継ぐために、本条例を制定するもの。</p>
<p>○せたな町職員の旅費に関する条例の一部改正</p> <p>平成十八年度に限り、道内日当を廃止するため条例の一部を改正するもの。</p>	<p>くくりに健康で快適な生活づくりを確保し、豊かな自然を後世に引き継ぐために、本条例を制定するもの。</p>
<p>○せたな町職員の旅費に関する条例の一部改正</p> <p>平成十八年度に限り、町長等と同様に基本給の減額等をするため条例の一部を改正するもの。</p>	<p>くくりに健康で快適な生活づくりを確保し、豊かな自然を後世に引き継ぐために、本条例を制定するもの。</p>
<p>○せたな町職員の旅費に関する条例の一部改正</p> <p>平成十八年度に限り、町長等と同様に基本給の減額等をするため条例の一部を改正するもの。</p>	<p>くくりに健康で快適な生活づくりを確保し、豊かな自然を後世に引き継ぐために、本条例を制定するもの。</p>

議会を傍聴してみませんか。

町政はあなたのためになに………

次の定例会は6月20日からの予定です。

* * * お気軽においでください * * *



險法改正に伴う引用法令の整理等が必要となるため、本条例の全部を改正するもの。

○せたな町介護保険条例の一
部改正

第三期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を改定するため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を改定するため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を改定するため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を改定するため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を改定するため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を改定するため、本条例の一部を改正するもの。

障害者自立支援法が平成十八年四月一日より施行されることに伴い、知的障害者援護施設に入所している者が対象外となるため、本条例の一部を改正するもの。



○せたな町生活支援ハウス条例の一部改正

北檜山生活支援ハウスと瀬棚生活支援ハウスの維持管理費に格差が生じていることから、これを是正するため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町高齢者グループホーム条例の一部改正

介護保険法改正に伴う引用法令等の整理のため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町町民いこいの家条例の一部改正

町内の六十五歳以上の高齢者及び身体障害者の使用料を定めるため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町立保育所条例の一
部改正

瀬棚保育所においては、今後の入所児童の増加が見込まれることから、定員を八十人（現行六十人）に変更するため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町病院事業設置等に
関する条例の一部改正

せたな町瀬棚国民健康保険医科及び歯科診療所をせたな町病院事業に統合するため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町医療センター条例の一部改正

障害者自立支援法が平成十八年四月一日より施行されることに伴い、知的障害者援護施設に入所している者が対象外となるため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町総合福祉センター
条例の一部改正

町内の六十五歳以上の高齢者及び身体障害者の入浴料金を定めるため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町水産物荷捌所条例の
一部改正

瀬棚水産物荷捌所は、せたな町水産物荷捌所条例によりひやま漁業協同組合に使用を許可し、使用料を徴収しておりますが、今般、これを見直し、漁協の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町立保育所条例の一
部改正

瀬棚保育所においては、今後の入所児童の増加が見込まれることから、定員を八十人（現行六十人）に変更するため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町病院事業設置等に
関する条例の一部改正

せたな町瀬棚国民健康保険医科及び歯科診療所をせたな町病院事業に統合するため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町医療センター条例の
一部改正

障害者自立支援法が平成十八年四月一日より施行されることに伴い、知的障害者援護施設に入所している者が対象外となるため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町水産物荷捌所条例の
一部改正

瀬棚水産物荷捌所は、せたな町水産物荷捌所条例によりひやま漁業協同組合に使用を許可し、使用料を徴収しておりますが、今般、これを見直し、漁協の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町個人情報保護条例の
一部改正

瀬棚水産物荷捌所は、せたな町水産物荷捌所条例によりひやま漁業協同組合に使用を許可し、使用料を徴収しておりますが、今般、これを見直し、漁協の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町個人情報保護条例の
一部改正

瀬棚水産物荷捌所は、せたな町水産物荷捌所条例によりひやま漁業協同組合に使用を許可し、使用料を徴収しておりますが、今般、これを見直し、漁協の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町基金条例の一部改
正

国民健康保険診療所特別会計が、地方公営企業会計に組み入れることとなるため、現在ある国民健康保険診療所基

金を廃止し診療所事業の歳計現金として引き継ぐため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町公の施設に係る指
定管理者の指定等手続等に
関する条例

せたな町が設置する公の施設運営等の状況の公表が、地方公共団体の責務とされたため、給与や定員を含めた人事行政

○せたな町情報公開条例

平成十八年三月三十日ま
で合併前の旧町の条例をそれぞれ暫定条例とし施行してお

りますが、旧町の制度の全般的な見直しを行い、本条例を制定するもの。

○せたな町人事行政の運営等
の状況の公表に関する条例

地方公務員法の改正により、給与や定員を含めた人事行政

運営等の状況の公表が、地方公共団体の責務とされたため、給与や定員を含めた人事行政

運営等の状況の公表が、地方公共団体の責務とされたため、給与や定員を含めた人事行政

運営等の状況の公表が、地方公共団体の責務とされたため、給与や定員を含めた人事行政

運営等の状況の公表が、地方公共団体の責務とされたため、給与や定員を含めた人事行政

○せたな町国民保護対策及び
せたな町緊急対処事態対策

本部条例

武力攻撃事態等における國民の保護のための措置に関する法律に基づき、せたな町国民保護対策本部及びせたな町緊急対処事態対策本部に必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。

緊急対処事態対策本部に必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。

反対討論	江上議員
賛成討論	笠原議員

奥村議員

○せたな町国民保護協議会条例
例
武力攻撃事態等における國民の保護のための措置に関する法律に基づき、せたな町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。

反対討論	江上議員
賛成討論	石原議員

石原議員

○せたな町行政組織条例の一
部改正
総合的な行政サービスの提供と効率的な行政運営を図るため、本条例の一部を改正するもの。

反対討論	桜井議員
賛成討論	石原議員

反対討論 桜井議員
賛成討論 石原議員

○せたな町有住宅管理条例の
一部改正
三区において異なつてゐる家賃算出基準の統一を図るため、本条例の一部を改正するもの。

○北檜山町特別児童手当条例
等を廃止する条例
久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町及び同郡北檜山町の配置分合に伴い、暫定施行された関係条例を廃止するもの。

○平成十七年度せたな町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)
給与費等一般管理費や、医業費の執行残精査などについて補正するもの。

○平成十七年度せたな町介護会計補正予算(第六号)
各務事業などの完了による予算精査と、行政執行上面必要とする経費などについて補正するもの。

○せたな町營住宅管理条例の
一部改正
公営住宅法施行令の改正に基づき、入居者の世帯構成及び心身の状況からみて、町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に入居することが適切である場合に特定入居を可能とするため、本条例の一部を改正するもの。

○平成十七年度せたな町一般会計補正予算(第六号)
予算総額は、歳入歳出それぞれ三百三十七万四千円減額し、二億四千四百六十九万六千円となりました。

○平成十七年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算(第二号)
介護保険法改正により、本システムプログラムの変更が必要となることから、これらの必要経費等について補正す

○せたな町大成歯科診療所設置条例

これまで暫定条例としていたが、業務の委託について歯科医師との調整が整つたため、本条例を制定するもの。

市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく在任特例期間の終了に併せ、農業委員会の適正かつ効率的な運営を図るため、本条例の一部を改正するもの。

一般被保険者及び退職被保険者等療養給付実績が、見込みを上回つて推移していることから補正するもの。

予算総額は、歳入歳出それぞれ八千四百四十五万六千円追加し、十三億三千五百五十万四千円となりました。

○平成十七年度せたな町老人保健特別会計補正予算(第一号)

これまでの老人医療給付実績が見込みを上回つて推移していることから補正するもの。

○せたな町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一
部改正

市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく在任特例期間の終了に併せ、農業委員会の適正かつ効率的な運営を図るため、本条例の一部を改正するもの。

○平成十七年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ一千円減額し、七十八億六千五百二十九万二千円となりました。

予算総額は、歳入歳出それぞれ八千四百四十五万六千円追加し、十三億三千五百五十万四千円となりました。

○平成十七年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算(第三号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ三千百七十九万六千円減額し、六億三千九百九十二万八千円となりました。

○平成十七年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算(第二号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ三千百七十九万六千円減額し、六億三千九百九十二万八千円となりました。

○平成十七年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算(第一号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ三千百七十九万六千円減額し、六億三千九百九十二万八千円となりました。

○せたな町国民保護協議会条例

例

武力攻撃事態等における國民の保護のための措置に関する法律に基づき、せたな町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。

○せたな町行政組織条例の一
部改正
総合的な行政サービスの提供と効率的な行政運営を図るため、本条例の一部を改正するもの。

○せたな町有住宅管理条例の
一部改正
三区において異なつてゐる家賃算出基準の統一を図るため、本条例の一部を改正するもの。

○平成十七年度せたな町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)
給与費等一般管理費や、医業費の執行残精査などについて補正するもの。

○平成十七年度せたな町介護会計補正予算(第六号)
各務事業などの完了による予算精査と、行政執行上面必要とする経費などについて補正するもの。

○北檜山町特別児童手当条例
等を廃止する条例
久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町及び同郡北檜山町の配置分合に伴い、暫定施行された関係条例を廃止するもの。

○平成十七年度せたな町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)
給与費等一般管理費や、医業費の執行残精査などについて補正するもの。

○平成十七年度せたな町介護会計補正予算(第六号)
各務事業などの完了による予算精査と、行政執行上面必要とする経費などについて補正するもの。

○せたな町營住宅管理条例の
一部改正
公営住宅法施行令の改正に基づき、入居者の世帯構成及び心身の状況からみて、町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に入居することが適切である場合に特定入居を可能とするため、本条例の一部を改正するもの。

○平成十七年度せたな町一般会計補正予算(第六号)
予算総額は、歳入歳出それぞれ三百三十七万四千円減額し、二億四千四百六十九万六千円となりました。

○平成十七年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算(第二号)
介護保険法改正により、本システムプログラムの変更が必要となることから、これらの必要経費等について補正す

るもの。

予算総額は、歳入歳出それ

ぞれ七十三万五千円追加し、

四千四百七十五万八千円とな

りました。

九百七十万三千円となりまし

た。

た。

○平成十七年度せたな町国民 健康保険病院事業特別会計 補正予算（第二号）

収益的収支の支出の病院事
業費において、給与費や経費

等の精査のほか、収益的収支

の収入では、普通地方交付税

により措置されている病床数

割相当の精算分として一般会

計より繰入措置し、資本的收

支の収入は、北檜山国保病院

の療養環境改善整備に対する

国からの補助金として、特別

調整交付金について補正する

もの。

予算総額は、収益的収入及

び支出について一千五百十八

万一千円追加し、八億二千二

百二十七万五千円に、資本的

収入及び支出については三百

万円を追加し、一千二十二万

九千円となりました。

○平成十七年度せたな町営農 用水道等事業特別会計補正 予算（第二号）

維持管理経費や、施設改良
費の執行残について補正する
もの。

予算総額は、歳入歳出それ

ぞれ百二十一万一千円減額し、

九百七十万三千円となりまし
た。

そ の 他

○せたな町合併特例区が管理
する公の施設の暴力団排除
に関する規則



防止等に関する法律の趣旨に

に基づき、暴力団及び暴力団員

等への各区が管理する公の施

設の利用に関し制限するため、

本規則を制定するもの。

より新たに生じた土地の確認
について、議決を得るもの。

○せたな町の町の区域変更に ついて

第一種上浦漁港修築事業の

工事に伴う公有水面埋立てに

よつて新たに生じた土地の確

認に関連し、大成区上浦の区

域の面積に当該土地分が加わ

つたことから地方自治法の規

定により、せたな町の区域の

変更について議決を得るもの。

○せたな町合併特例区に係る 区長の給与等に関する規則 の一部改正

平成十八年度に限り、町長
等と同様に基本給の減額等を
するため条例の一部を改正す
るもの。

○新たに生じた土地の確認に ついて

第一種上浦漁港修築事業の

公有水面埋立て工事が竣工し

たため、地方自治法の規定に

○新たに生じた土地の確認に ついて

第一種太田漁港修築事業の

公有水面埋立て工事が竣工し

たため、地方自治法の規定に

○新たに生じた土地の確認に ついて

第一種太田漁港修築事業の

公有水面埋立て工事が竣工し

たため、地方自治法の規定に

より新たに生じた土地の確認について、議決を得るもの。

○せたな町の町の区域変更について

第一種太田漁港修築事業の工事に伴う公有水面埋立てによって新たに生じた土地の確認に関連し、大成区太田の区域の面積に当該土地分が加わったことから地方自治法の規定により、せたな町の区域の変更について議決を得るもの。

決議

○せたな町議会医療対策等調査特別委員会設置に関する決議

せたな町における医療対策等について調査することを目的に、議長を除く全議員をもつて構成される特別委員会が三月三日に設置され、委員長に酒井委員、副委員長に真柄委員が選任されました。

報

告

せたな町議会議員定数等調査検討特別委員会

特別委員会の調査結果は、今定例会において、次のとおり報告されました。

委員長報告（抜粋）

平成十七年十二月二十一日、第二回定例会において、委員二十人で構成する「せたな町議会議員定数等調査検討特別委員会」が設置され、これまで六回にわたり委員会を開催し調査した。

在任特例後の議員定数については、合併協定書において二十二人とされているが、道内における同規模市町村の議員定数を調査、また世論の流れや人口の減少、現在の町財政の状況を考慮し、「議員定数を減じても議会の機能の低下にならないで、町民の負託に応えられるよう議員一丸となって議会活動をすること」を前提に、委員全員の総意のもと、「十六人」とすることに

決定した。

選挙区設置については、選挙区を設けたほうが良いといふ意見と、設けないほうが良いという意見に分かれたが、

議論の結果、本特別委員会としては「選挙区を設置し、北檜山区八人、瀬棚区四人、大成区四人とすべきである」と決定した。

反対討論（五人）阿部清議員
発出議員

神野議員
平澤議員

賛成討論（四人）熊野議員
菅原議員
奥村議員
石原議員
桜井議員

発議

○せたな町議会議員の定数を定める条例

地方自治法の規定に基づき、せたな町議会議員の定数を十六人と決定されました。

○せたな町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

議会議員の報酬について、年額報酬の一〇%を期末手当より減額し支給するため条例の一部を改正するもの。

意見書

○せたな町議会議員選挙区設置条例

公職選挙法の規定によりせたな町議会の議員選挙のため、選挙区を設置し、区域及び定数は北檜山区八人、大成区四人、瀬棚区四人とする提案は否決されました。

内閣総理大臣
農林水産大臣



定例会、臨時会の様子を本庁・瀬棚総合支所1階ロビー、大成区は町民センターロビーにてテレビ放映しています。